

光市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年9月15日

光市長 芳 岡 統

光市告示第155号

光市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫の増加を抑制し、地域の快適な生活環境の向上に資するため、飼い主のいない猫の不妊手術又は去勢手術を受けさせる活動を行う者に対し、予算の範囲内において光市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 市内に生息し、当該猫が主に生息する地域に居住する者（次条に規定する補助対象者と同一の住所を有する者を除く。）のうち2人以上が、飼い主がいないことを確認している猫をいう。
- (2) 不妊手術 雌猫の卵巢又は卵巢及び子宮の摘出手術をいう。
- (3) 去勢手術 雄猫の精巣の摘出手術をいう。
- (4) 協力動物病院 本事業に協力する公益社団法人山口県獣医師会所属の動物病院であって、市内において開業しているものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次

の各号のいずれかに該当するもののうち、飼い主のいない猫に対し、協力動物病院で実施した不妊手術又は去勢手術の費用を支払ったものとする。

(1) 市内に住所を有する満18歳以上の個人で、次に掲げる要件を全て満たすもの

ア 本市市税を滞納していないこと。

イ 営利を目的としないこと。

(2) 飼い主のいない猫の適正管理を推進する団体及びグループ等(以下「団体等」という。)のうち、次に掲げる要件を全て満たすもの

ア 団体等の代表者が本市市税を滞納していないこと。

イ 営利を目的としないこと。

ウ 団体等の代表者及び構成員2人以上が市内に住所を有し、かつ、同一世帯でない満18歳以上であるもの3人以上の団体等で、各構成員が補助金の対象となる他の団体等(次号に規定する地域を除く。)に加入していないこと。

(3) 市内に存する飼い主のいない猫の適正管理をする活動を行う町内会及び自治会等(以下「自治会等」という。)

2 前項第2号の団体等は、補助金の交付を受けようとするときは、事前に市の登録を受けなければならない。この場合において、飼い主のいない猫適正管理推進団体等登録届出書(様式第1号)に必要書類を添えて市長に提出するものとする。

3 第1項第3号の自治体等は、補助金の交付を受けようとするときは、事前に市の登録を受けなければならない。この場合において、飼い主のいない猫適正管理活動地域登録届出書(様式第2号)に必要書類を添えて市長に提出するものとする。

(補助対象となる猫及び手術)

第4条 補助の対象となる猫(以下「対象猫」という。)は、飼い主のいない猫(国、県、市その他の団体から他の補助金等の補助対象となるものを除く。

以下同じ。)とする。

- 2 補助の対象となる手術（以下「手術」という。）は、対象猫に対し協力動物病院において行う不妊手術及び去勢手術とする。この場合において、手術後の明示措置として、前条第1項第1号に該当するものを除き、片方の耳の先端をV字カットするものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、手術に要した費用と次の各号に定める額を比較していずれか低い額とする。

（1） 不妊手術 1頭につき 10,000円

（2） 去勢手術 1頭につき 5,000円

（補助金の申請回数の上限）

第6条 補助金の申請回数の上限は、次のとおりとする。ただし、補助金の申請額の総額が当該年度の予算を超える場合にあっては、当該年度の予算の範囲内で補助金の交付を行うものとする。

（1） 第3条第1項第1号に該当するものは、同一世帯につき同一年度に2件の申請を上限とする。ただし、当該猫が譲渡された場合において、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助を受けた猫の譲渡届（様式第3号。以下「譲渡届」という。）を提出したときは、追加の申請を認めるものとする。

（2） 第3条第1項第2号に該当するものは、同一年度につき5件の申請を上限とする。ただし、当該猫を所有又は譲渡した場合において、譲渡届を提出したときは、追加の申請を認めるものとする。

（3） 第3条第1項第3号に該当するものは、同一年度につき10件の申請を上限とする。ただし、当該猫を所有又は譲渡した場合において、譲渡届を提出したときは、追加の申請を認めるものとする。

（補助対象者の義務）

第7条 補助対象者は、次に掲げるものの区分に応じ、必要な措置をとらなければならない。

(1) 第3条第1項第1号に該当するもの

ア 手術後に、対象猫を屋内で終生飼養し、又は終生飼養する者へ譲渡すること。

(2) 第3条第1項第2号に該当するもの

ア 対象猫が存する地域住民に対し、事前に活動方針について説明を行うとともに、その活動に対する地域住民の理解を得るよう努めること

イ 手術後の対象猫を手術前の生息場所に戻すときは、事前に周辺住民の同意を得て実施すること。

ウ 手術後の対象猫を自ら管理するときは、給餌場及び排泄の場（以下「給餌場等」という。）の設置について当該土地所有者の承諾を得た土地に設置し、適切な管理に努めること。

エ 飼い主のいない猫の管理台帳又はそれに準ずるものを作成し、管理に努めること。

(3) 第3条第1項第3号に該当するもの

ア 対象猫が存する地域住民に対し、事前に活動方針について説明を行うとともに、その活動に対する地域住民の理解を得るよう努めること。

イ 給餌場等の設置について当該土地所有者の承諾を得た土地に設置し、適切な管理に努めること。

ウ 飼い主のいない猫の管理台帳又はそれに準ずるものを作成し、管理に努めること。

(事前確認書の提出)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、手術の実施の前に、飼い主のいない猫不妊・去勢手術費補助金に係る事前確認書（様式第4号）に必要書類を添えて提出し、事前に市長の確認を受けなければならない。

(補助金の交付申請)

第9条 申請者は、飼い主のいない猫不妊・去勢手術費補助金交付申請書兼請

求書（様式第 5 号。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第 10 条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）するときは飼い主のいない猫不妊・去勢手術費補助金交付決定通知書（様式第 6 号）により、補助金の不交付を決定するときは飼い主のいない猫不妊・去勢手術費不交付決定通知書（様式第 7 号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付決定に当たり必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

3 市長は、交付決定をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第 11 条 実績報告は、申請書の提出をもってなされたものとする。

（現況報告）

第 12 条 補助対象者は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、手術の実施年度の翌年度の 4 月 30 日までに、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

（1） 第 3 条第 1 項第 2 号に該当するもの 飼い主のいない猫適正管理推進団体等現況報告書（様式第 8 号）

（2） 第 3 条第 1 項第 3 号に該当するもの 飼い主のいない猫適正管理地域等現況報告書（様式第 9 号）

（交付決定の取消し）

第 13 条 市長は、交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市は交付決定者に対し、その賠償の責めを負わない。

（1） 虚偽又は不正により交付決定を受けたとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、飼い主のいない猫不妊・去勢手術費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により当該交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に交付している補助金があるときは、交付決定者に対して期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月15日から施行する。